

○占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について（平成27年3月27日付け国道利第21号）

最近改正：令和元年12月6日国道利第15号

占用料の多寡等により占用者を選定する入札（以下「占用入札」という。）制度の運用に当たっては、別に定めるもののほか、本通知によるものとするので、下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課及び刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課と調整済みであることを申し添える。

記

第1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であり、道路の特別使用たる占用は、原則として、道路のほかに工作物、物件又は施設（以下「施設等」という。）を設置する余地がなくやむを得ない場合に限って認められてきたところであり、占用希望者から申請がなされてから道路管理者によりその設置の可否の判断がなされてきたところである。

一方で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない範囲において、道路の通行者又は利用者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する施設等については、占用希望者が競合し、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）等で定められた占用料の額よりも高い額を支払ってでも占用を希望する者がいる場合が想定される。こうした場合に、占用者を選定に当たっての手續の公平性及び透明性の向上、道路の適正な管理のための財源の確保につながる占用料収入の増加を図ることができるよう、占用入札制度を導入することとしたものである。

第2 方針

占用入札を実施することが考えられる道路の場所としては、既存の占用者の事業撤退、道路の新設、拡幅等により道路に新たに生じた、又は道路の占用が行われていない高架の道路の路面下の道路のない区域の地上（以下「高架下」という。）、法面、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地等であって、周辺の土地利用状況等に鑑み、その有効活用が可能と認められる場所が想定される。

これらの場所について、占用希望者からの申入れ等により、店舗、倉庫又は太陽光発電設備等の収益性を有し占用入札の対象とする施設等（以下「入札対象施設等」という。）の占用ニーズを把握した場合には、他の占用者を募集すれば希望者が競合することが見込まれることから、占用入札の実施を検討することが望ましい。ただし、既存の占用施設等がない場所であっても、補修基地、作業ヤード等として道路管理上の必要により利用している、又は利用が予定されている場所については、占用入札になじまない点に留意すること。また、高架下に係る将来的な利用計画（以下「高架下利用計画」という。）その他の計画等により利用が予定されている場所についても、当該計画等に不整合となる場合には、占用入札になじまない点に留意すること。さらに、踏切道改良促進法等の

一部を改正する法律（平成28年法律第19号）による改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の23により指定された道路協力団体により、法第48条の24に掲げる道路協力団体の業務として利用が予定されている場所についても、当該業務の支障となる場合には、占用入札になじまない点に留意すること。

一方で、道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）の施行の際、現に占用施設等があり、適切に利用されている場所について、当該占用の許可期間満了前に、あらかじめ既存の占有者から当該占用施設等の占用更新の意向を確認したときには、占用許可の更新についてのこれまでの運用を踏まえ、当分の間、占用入札を実施しない取扱いとして差し支えない。

なお、当該場所において占用入札の実施を検討する場合であっても、次に掲げる場合等、既存の占有を廃止し原状回復を求めることが、当該道路の管理への支障や道路の通行者、利用者、地域住民又は占有者等への不利益が生じると認められる場合は、占用入札になじまない点に留意すること。

- (1) 占用施設等が道路管理上の必要により設置されたものである場合
- (2) 沿道居住者の通路、広場、駐輪場、駐車場となっているなど、占用施設等が地域の生活環境上の役割を果たしている場合
- (3) 占用施設等が地域住民の要望等を踏まえて設置されたものである場合
- (4) 占用施設等の譲渡等により占有者の形式的な変更が行われる場合

第3 入札占用指針

道路管理者は、占用入札を実施しようとするごとに、別添1の標準入札占用指針例により入札占用指針を策定し占有希望者を募集するものとする（法第39条の2関係）。

1 入札占用指針の記載事項（同条第1項関係）

(1) 入札対象施設等の種類

収益性を有し占有希望者の競合が見込まれる、次に掲げる施設等を入札対象施設等とする。

- ① 法第32条第1項に掲げる広告塔又は令第7条第1号に掲げる看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - ② 同条第2号に掲げる太陽光発電設備又は風力発電設備
 - ③ 同条第8号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - ④ 同条第9号に掲げる店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設
 - ⑤ 同条第13号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所
 - ⑥ その他道路管理者が占用入札に付することが適当であると認めて定める施設等
- なお、道路管理者が上記⑥の入札対象施設等を定めようとするときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(2) 入札対象施設等のための道路の占有の場所

道路管理者は、占用入札を実施しようとする場所について、道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼさない範囲内において占有許可が可能な範囲を決め、当該区域の範囲内において入札対象施設等のための道路の占有の場所を定めることとする。

この場合において、当該場所に係る占用料の額及び場所の詳細が明らかとなるよう、入札占用指針に占用面積を記載するとともに位置図等を添付することとする。

このとき、道路管理者は、入札対象施設等の設置後においても、道路構造物の点検を適切に行うことができるようあらかじめ留意するものとする。特に、高架下を占用の場所とする場合は、橋脚等の点検に支障が生じないように留意するものとする。

ただし、法第39条の2第3項の規定に基づき、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）で定める次に掲げる場所については、占用入札の対象としないこととする。

① 道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所

道路の占用の許可に当たっては、道路の構造又は交通に支障が及ばないことが前提となることから、道路管理者は、占用入札を実施して占用の許可を与えようとする期間中に、道路の老朽化等により道路の新設、改築又は修繕に関する工事が必要となると判断する場所については、占用入札の対象としないこととする。

なお、ペンキ塗り、錆止め等の道路の維持作業が予定されている場所については、道路の占用が当該維持作業に支障を生じさせない限りにおいて、占用入札の対象としても差し支えない。

② 国又は地方公共団体による使用が予定されている場所

道路の占用の許可に当たっては、広場や緊急時の資材置場といった公共的な使用を優先すべきであることから、道路管理者は、国又は地方公共団体による公共的な使用の予定をあらかじめ把握している場所については、占用入札の対象としないこととする。

(3) 道路の占用の開始の時期

道路管理者は、入札占用指針を公示するに当たり、占用入札の実施等の占用入札関係事務の処理に要する期間等を勘案し、道路の占用の開始の予定時期を記載するものとする。

(4) 入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置

日常的な道路の点検、占用区域内の清掃、植栽の管理、放置自転車対策等、一定の面積、規模を持つ入札対象施設等を道路上に設置し、長期にわたって利用するに当たって必要となる措置を占用者に行わせることとし、入札対象施設等の種類や道路の占用の場所に応じて、措置の種類及び措置の実施体制、方法、頻度等を定めるものとする。

これらの措置は、道路管理上のコスト削減にも資するものであるが、道路の厳格な点検や高架の道路構造物の剥落防止のための工事等、当該措置を講じることができない者が事実上限られ、公平な選定が妨げられるような不当な義務を課することにならないように注意するものとする。

(5) 認定有効期間

収益性を有する施設等に係る占用を希望する者を募集するためには、当該占用に係る事業の安定性を確保する観点から、一定程度の長期にわたる道路の占用を保証する必要があることから、法第39条の2第4項の規定により、法第39条の5第1項の規定による認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）を20年以内と長く認めることとしている。道路管理者にとっても、長期にわたる道路の占用を認める

ことにより安定的な収入を見込めることから、占用の期間を短期間に限る特段の事情がない限り、年度の途中から占用を開始した場合に当該占用の終期を年度末とする場合を考慮して、19年以上20年以内の期間を認定有効期間として設定することを基本とする。

なお、特段の事情があり1月未満の認定有効期間を定めようとする場合は、占用料の額の最低額に消費税相当分を賦課する必要があるため、国土交通省道路局路政課道路利用調整室に問合せを行うものとする。

(6) 占用料の額の最低額

法第39条の2第5項の規定に基づき、占用料の額の最低額は、入札対象施設等の種類に応じ、令別表で定める額に、入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間を乗じた額を下限として定めることができる。

ここで、入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間とは、占用入札において使用する占用料の額の最低額の下限の額を定めることを目的として設定するものであり、令第19条の2第1項の規定に基づいて占用料は年度ごとに徴収していることに鑑みて、特段の事情がない限り1年とすることとする。

すなわち、占用入札においては、国土交通大臣が定める原則として1年の期間中における、単位面積当たりの占用料の額の多寡を比較することとし、入札占用指針に当該額の最低額を記載するものとする。

なお、実際に落札者が支払うこととなる占用料の額は、入札額として申し出た額に道路管理者が入札占用指針において定めた面積を乗じた額とするものとし、その旨を併せて入札占用指針に記載するものとする。

また、令第19条第3項等に基づいて占用料を減額している施設等を入札対象施設等とする場合の占用料の額の最低額を算定するに当たっては、減額後の額を用いることとする。

(7) 入札の実施に関する事項その他必要な事項

法第39条の2第2項第7号の規定に基づき、入札執行の日時、場所、落札者の決定方法その他の第6に定める占用入札の実施に関する事項について、入札占用指針に定めて公示することとする。

また、道路の占用の許可に付す条件について、あらかじめ入札占用指針において明らかにしておくほか、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成するに当たって必要となる事項を記載するものとする。

2 市町村長の意見聴取（法第39条の2第6項関係）

入札占用指針の策定に当たっては、あらかじめ入札対象施設等の設置を予定している場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴くことにより、高架下利用計画その他の計画等との整合性、当該市町村による使用の予定を確認することとする。

なお、都市計画等との整合性を確保するため、道路管理者が必要と認めるときは、関係する市町村、都道府県又は国の意見を併せて聴くこととする。

3 入札占用指針の公示（同条第7項関係）

(1) 入札占用指針の策定に伴う公示

道路管理者は、入札占用指針を策定した場合においては、事務所への備付け、ホ

ホームページへの掲載その他の方法により、これを公示する。入札占用指針の公示は、別添2の標準入札占用指針公示例によるものとし、公示期間は、原則として、公示の日の翌日から30日間とする。

また、入札占用指針は、公示後速やかに交付を開始することとし、公示期間終了の前日まで交付することとする。

なお、入札占用指針の交付期間、交付場所及び交付方法を入札占用指針の公示において明らかにするものとする。

(2) 入札占用指針の変更又は取消しに伴う公示

公示後の入札占用指針の変更又は取消しは、原則として避けるべきであり、道路管理者は、災害等により道路の状況が変化し、占用予定場所に入札対象施設等を設置することにより道路の構造又は交通に支障を生じることになるなど、やむを得ない事情がある場合に限り、入札占用指針の変更又は取消しを行うものとする。変更又は取消しを行った場合には、入札占用指針を策定した場合に準じ、十分な公示期間をもってこれを公示するものとする。

4 入札占用指針説明会の開催

道路管理者は、入札占用指針の記載事項の詳細について周知するため必要があると認めるときは、入札占用指針説明会（以下「説明会」という。）を実施するものとする。

説明会は、原則として、入札占用計画の提出期限の20日前までに実施するものとし、説明会を行う場合においては、次に掲げる事項を入札占用指針において明らかにするものとする。

- (1) 説明会を実施する旨
- (2) 説明会の日時及び場所
- (3) 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先
- (4) その他必要な事項

5 入札占用指針に関する質問書

道路管理者は、入札占用指針に関する質問を書面で受け付けることとし、その旨及び次に掲げる事項を入札占用指針において明らかにするものとする。

- (1) 質問書の提出先
- (2) 質問書の提出期間
- (3) 質問書に対する回答を閲覧に供する旨、閲覧場所及び閲覧期間

質問書の提出期間は、原則として、入札占用指針の公示日から占用入札の実施日の7日前までの間とし、道路管理者は、原則として、質問書の提出を受けた日から起算して5日以内に、その都度、回答を閲覧に供することとする。

第4 入札占用計画

道路管理者は、占用入札に参加を希望する者の参加資格を確認するため、参加希望者から入札占用計画の提出を求めるものとする（法第39条の3関係）。

1 入札占用計画の記載事項（同条第2項関係）

- (1) 法第32条第2項各号に掲げる道路占用許可申請書の記載事項

道路管理者は、入札占用計画を審査することによって、当該計画の提出者に道路

の占用の許可を行うことの可否を判断することに鑑み、入札占有計画の記載事項として、道路占有許可申請書の記載事項と同等のものを求めることとする。

(2) 入札対象施設等の設置に伴い講ずる清掃その他の措置

道路管理者が入札占有指針に定める入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置について、参加希望者が適確に見込みがあることを確認するために記載を求めることとする。

(3) その他国土交通省令で定める事項

規則において、①及び②に掲げる事項を定めることとしたほか、③及び④に掲げる事項の記載を求めることを基本とする。

① 氏名、生年月日、性別その他必要な事項

参加希望者が法第39条の4第1項第4号に規定する不正又は不誠実な行為をす
るおそれが明らかな者でないことを確認するために記載させるものであり、参加
希望者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者に
ついて記載させるものとする。

② 入札対象施設等を設置する予定期間

参加希望者が占有を希望する期間を記載させ、当該期間が道路管理者が定める
認定有効期間の範囲内であることを確認するものとする。また、占有期間の開始
希望日、原則として5年ごとの更新予定日、終了予定日を併せて記載させるもの
とする。

③ 緊急時の連絡体制

入札対象施設等の設置に当たって工事が必要となることが想定されること、長
期にわたる道路の占有が見込まれることから、道路管理者として、災害の発生時
等の緊急時に、迅速かつ確実に占有者等と連絡が取れる体制を整えておくために
記載させるものである。

④ 添付書類

道路管理者は、入札占有計画に次に掲げる書類の添付を求めることを基本とす
る。

ア 道路の占有の場所を詳細に記載した図面

イ 入札対象施設等の構造を詳細に記載した図面

ウ 道路の占有に関する工事の実施方法を記載した書類

エ (提出者が法人又は団体である場合は、) 法人又は団体の概要について記載
した書類

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第
77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同
法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないことなどを誓
約する書類

カ その他道路管理者が必要と認める書類

2 入札占有計画の提出期間

入札占有計画の提出期間は、原則として、入札占有指針を公示した日の翌日から30
日間とすること、提出期限までに道路管理者が指定する提出場所に到達しなかつた入
札占有計画は受理しないこととし、それらの旨及び提出場所を入札占有指針の公示に

において明らかにするものとする。

なお、提出期限までに、いずれの者からも入札占用計画が提出されない場合においては、入札不調とする。これは、道路管理者が必要に応じて再度公示をすることを妨げるものではない。

第5 占用入札参加資格

道路管理者は、提出された入札占用計画の記載事項を確認し、当該入札占用計画を提出した者の占用入札参加資格の有無を審査することとする（法第39条の4第1項及び第2項関係）。

なお、入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等があり、軽微な追加、修正により是正が図られると認められる場合には、道路管理者は、当該計画提出者に適宜追加、修正を求めることができるものとする。

1 入札占用計画の審査（同条第1項関係）

(1) 入札占用指針に照らし適切なものであること（同項第1号）

道路管理者は、入札占用計画の記載事項に不足がないかを確認するとともに、入札占用指針に照らしてその内容が適切なものであるかどうかを審査するものとする。

(2) 法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること（法第39条の4第1項第2号）

入札占用計画に記載された法第32条第2項各号に掲げる道路占用許可申請書の記載事項を確認、審査した上で、判断するものとする。

(3) 道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと（法第39条の4第1項第3号）

入札占用計画に記載された法第32条第2項各号に掲げる道路占用許可申請書の記載事項及び法第39条の4第2項の規定に基づく警察署長協議の結果から総合的に判断するものとする。

(4) 不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと（法第39条の4第1項第4号）

入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、占用入札に参加させることができないものとする。

なお、⑤から⑨までのいずれかに該当する疑いがある場合には、入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長に別記様式1により照会を行うものとする。また、当該照会は、占用入札の実施後においても、道路管理者が必要と認める場合に適宜行うことができるものとする。

① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき

② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき

③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき

④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促しているとき

- ⑤ 暴力団又は暴力団員であるとき
- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認めるとき

2 警察署長協議（法第39条の4第2項関係）

従前の占用許可の手續においては、道路占用許可申請書の提出を受けて警察署長への協議を行っているものであるが、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかであると警察署長が認める入札占用計画について、その提出者を占用入札に参加させることは適当でないこと、また、占用入札は、落札者を決定した段階で、事実上、占用者を定めるものであることから、道路交通法に基づく道路使用許可を必要とする場合については、あらかじめ占用入札参加資格の確認の時点で、提出された入札占用計画ごとに別記様式2により当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととする。

3 占用入札参加資格の通知（同条第1項関係）

- (1) 道路管理者は、原則として、入札占用計画の提出期限の日から起算して40日以内に、占用入札参加資格の確認の結果を別記様式3により入札占用計画の提出者に対し通知するものとする。
- (2) (1)の通知に当たっては、占用入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、原則として、通知を行った日から起算して5日以内に占用入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- (3) 道路管理者は、(2)の説明を求められたときは、原則として、占用入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、別記様式4により回答するものとする。説明を求めた者に占用入札参加資格があると認めた場合においては、(1)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。
- (4) 道路管理者は、占用入札参加資格の確認を行った日から開札の時までの期間に、占用入札参加資格があると認めた者が1(4)のいずれかに該当することとなった場合、当該者に対する占用入札参加資格の通知を取り消し、占用入札参加資格がないと認めたことを通知するものとする。この通知に当たっては、(2)の規定を準用するものとする。

第6 占用入札の実施

道路管理者は、占用入札参加資格があると認めた者を参加者として、占用入札を実施し、落札者を決定するものとする（法第39条の4第3項から第5項まで関係）。

1 入札の執行（同条第3項関係）

- (1) 入札は、原則として、占用入札参加資格の確認の結果を通知した日から起算して15日以内に、道路管理者が執行するものとする。
- (2) 道路管理者は、入札の執行に先立ち、占用入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。入札参加者が代理人である場合は、併せて委任状を提出させるものとする。
- (3) 入札は、入札書により行うものとする。入札書の様式は、入札占用指針に定めるものとする。また、入札書の提出は、郵送によることもできるものとする。
- (4) 道路管理者は、公示した入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて開札を行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、占用入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 道路管理者は、開札をした場合において、占用料の額の最低額に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。また、改めて入札に付そうとするときは、入札占用指針の公示期間を15日までに短縮することができる。これらは、落札者がいない場合として入札を中止することを妨げるものではない。

2 入札の無効

占用入札参加資格のない者のした入札、入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札、その他道路管理者が定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 落札者の決定方法（同条第4項本文関係）

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者として決定する。
ここで、入札額として申し出た額は、国土交通大臣が定める原則として1年の期間中における、単位面積当たりの占用料の額のことであり、占用入札においては、当該額の多寡を比較するものとする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。
- (3) 当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって占用入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

4 入札額と徴収する占用料の額との関係

占用入札参加者が入札額として申し出る額は、国土交通大臣が定める原則として1年の期間中における、単位面積当たりの占用料の額である。

このとき、実際に落札者が支払う額は、これに道路管理者が入札占用指針において定めた面積を乗じた額とする。

また、国土交通大臣が定める原則として1年の期間より短い期間の占用を希望する者が落札者となった場合には、実際の占用の期間に応じて入札額を減額調整するのではなく、入札額として申し出た額の占用料に道路管理者が定めた面積を乗じた額を徴収する。

5 落札者決定の通知等（同条第5項関係）

道路管理者は、3により落札者を決定したときは、別記様式5により落札者にその旨を通知しなければならない。また、別記様式6により落札者（個人の場合は「個人」

とする。)、落札者が申し出た占用料の額等の入札結果をホームページへ掲載することを基本とする。

6 落札者決定の取消し等

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、又は落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消すこととする。

なお、落札者決定を取り消した場合について、あらかじめ入札占用指針に定めた上で、他の入札参加者を繰り上げて落札者とすることは差し支えない。

第7 入札占用計画の認定

1 入札占用計画の認定（法第39条の5第1項関係）

道路管理者は、占用入札により決定した落札者が提出した入札占用計画について、原則として、落札者を決定した日から起算して3日以内に、当該計画が適当である旨の認定をするものとする。

このとき、第5-2の警察署長協議において、当該入札占用計画の修正を求められていた場合には、道路管理者は、必要に応じて当該計画提出者に修正を求め、修正後の入札占用計画を認定するものとする。

また、入札占用指針で定められた認定有効期間よりも短い期間を入札占用計画に記載した落札者に対しては、当該期間に限って認定することとする。

2 認定入札占用計画の変更（法第39条の6第1項から第3項まで関係）

認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（以下「認定計画提出者」という。）からの変更申請を受けて、当該変更が適当であると認めるときは、これを認めるものとする。

認定の変更を認めるのは、認定計画提出者が、災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情があると道路管理者が認める場合に限るものとする。

なお、認定の変更を行おうとする場合であって、当該変更後の入札占用計画による入札対象施設等の設置が道路交通法に基づく道路使用許可を必要とするときは、道路の交通に支障を及ぼすものでないことの確認等のため、別記様式2により当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うものとする。

3 入札占用計画の認定、変更等の公示等（法第39条の5第2項及び第39条の6第4項関係）

道路管理者は、入札占用計画を認定した場合において、入札占用計画の認定日、認定有効期間、占用の場所及び認定計画提出者（個人の場合は「個人」とする。）を公示するものとし、別記様式7により事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により、これを行うものとする。当該公示の内容については、認定有効期間中、別記様式8によりホームページへ掲載することを基本とする。また、認定計画提出者に対しては、別記様式9により通知を行うものとする。

これらは、認定入札占用計画の変更又は取消しを行った場合においても同様である。

第8 認定入札占用計画に基づく道路の占用の許可

入札占用計画が認定された後は、従前の占用許可の手續と同様に、認定入札占用計画に基づく占用許可申請を受けて道路の占用の許可を行うこととする（法第39条の7関係）。

1 入札対象施設等を設置する義務（同条第1項関係）

認定計画提出者は、認定入札占用計画に従って入札対象施設等を設置しなければならないが、原則として、入札占用計画の認定（変更の認定を含む。）の公示日から起算して15日以内に、認定入札占用計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づいた道路占用許可申請書を提出しなければならないものとする。

2 道路の占用を許可する義務（同条第2項関係）

道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づいた道路占用許可申請があった場合において、原則として、道路占用許可申請書の提出を受けた日から起算して15日以内に、道路の占用を許可しなければならないものとする。この場合において、道路管理者は、次に掲げる事項に留意する必要がある。

(1) 入札対象施設等の設置に伴い講ずる清掃その他の措置（同条第3項関係）

入札占用指針に定め、入札占用計画への記載を求める清掃その他の措置を実施することを許可の条件に含めることとする。

(2) 占用料の額の改定（同条第4項関係）

認定入札占用計画に従って設置された入札対象施設等の占用料の額は、令別表に定める額にかかわらず、認定の有効期間中一律に、認定計画提出者が占用入札において申し出た額とするのが原則であるが、認定有効期間中に、令別表に定める占用料の額が改定され、認定入札計画に従って設置した入札対象施設等に係る占用料の額が、占用入札における落札額を上回ることがあり得る。その場合は、占用料収入の最大化を図る趣旨から、改定後の占用料の額を適用して徴収するものとする。

(3) 認定の効果（同条第5項関係）

認定計画提出者は、認定有効期間中、道路管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合を除いて占用許可の更新を保証されることとなる。

(4) 警察署長協議（法第32条第5項関係）

従前の占用許可の手續のとおり、道路交通法に基づく道路使用許可を必要とする場合については、規則別記様式第5により、あらかじめ当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととする。

このとき、周辺の交通実態等について占用入札参加資格の確認を行った時点では予想されなかった変化があり、警察署長から認定入札占用計画の変更を求められた場合には、道路管理者は、認定計画提出者に当該計画の変更申請を求め、変更後の認定入札占用計画に基づいた道路占用許可申請書を提出させるものとする。

(5) その他

① 入札占用計画に添付する「暴力団又は暴力団員でないことなどを誓約する書類」に違反することとなった場合には占用許可を取り消すことを、許可の条件に含めることとする。

② 認定有効期間が満了したときには、道路管理者が別に定めるところにより当該占用場所を原状回復しなければならない旨を、許可の条件に含めることとする。

第9 認定の取消し

道路管理者は、認定計画提出者に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消すことができるものとする（法第71条第1項第3号関係）。

また、道路管理者は、認定計画提出者が許可の条件に違反するなどしたことにより認定入札占用計画に基づく占用許可を取り消した場合には、認定した道路の場所について当該認定計画提出者以外の者による占用を可能とするため、当該認定を取り消すことができるものとする（同条第2項第3号関係）。

第10 総合評価占用入札

占用入札を実施する場合においては、最も高い占用料の額を申し出た者を落札者とするを原則とするが、道路管理者が適切であると認める場合は、占用料の額に加えてその他の条件も評価の対象とした上で、道路管理者にとって最も有利な者を選定する総合評価による占用入札（以下「総合評価占用入札」という。）を実施することができるものとする。道路管理者は、総合評価占用入札を実施する場合には、特に、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 入札占用指針の策定

(1) 総合評価落札者決定基準の策定

道路管理者は、入札対象施設等の種類及び道路の占用の場所等に応じて占用料の額その他の条件が道路管理者にとって最も有利な者を選定するための基準（以下「総合評価落札者決定基準」という。）を定め、入札占用指針に明記しなければならない。

なお、総合評価落札者決定基準を定めるに当たって、具体的な評価項目、評価基準又は得点配分について疑義がある場合は、当面、国土交通省道路局路政課道路利用調整室に問合せを行うものとする。

(2) 占用料の額

道路管理者は、入札占用指針において、法第39条の2第5項の規定に基づいて占用料の額の最低額を定めるとともに、当該最低額以上の額を記載した入札書を入札占用計画に付して提出させることとする。

(3) 学識経験者の意見聴取

道路管理者は、総合評価占用入札の入札占用指針を策定しようとする場合において、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。このとき、落札者を決定するに当たって改めて意見を聴く必要があるかどうかについても、あらかじめ意見を聴くこととする。

学識経験者の意見聴取に当たっては、関係地方公共団体、関係する他の道路管理者、2人以上の学識経験者等で構成する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することを基本とする。この場合、高架下等利用検討会等の既存組織を活用することは差し支えない。

2 落札者の決定方法

道路管理者は、入札占用指針に対して入札占用計画の提出があり、一者以上の提出

者に占用入札参加資格があると認められた場合には、総合評価落札者決定基準に従って入札占用計画を評価し、落札者を決定するものとする。

このとき、1(3)の学識経験者又は選定委員会から、落札者を決定するに当たって改めて意見を聴くよう求められていた場合には、学識経験者の意見又は選定委員会の審議結果を踏まえて落札者を決定するものとする。

3 入札占用計画のヒアリング

道路管理者は、必要があると認めるときは、入札占用計画のヒアリングを実施することができるものとする。

第11 関係機関との調整

道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用のほか、道路交通法に基づく道路使用許可が必要となる占用に係る本通知による手続に当たっては、道路管理者は、あらかじめ関係機関と十分な調整を行うことにより、関係法令等に規定する手続に支障を及ぼすことのないよう努めること。

第12 その他

1 占用入札関係事務に係る標準処理期間については、別紙に定めるとおりとする。

なお、標準処理期間は、処理に要する期間の目安を定めるものであり、期間内に処理を完結すべき義務を発生させるものではない。

2 本通知は、平成27年4月1日から施行することとする。

3 「占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定方法について」（平成25年3月1日付け国道利第12号）は、廃止する。

なお、平成27年3月31日までにこれに基づく公募手続を開始した場合は、なお従前の例による。